

令和6年5月28日

桑折町議会議長 原 賢 志 様

桑折町議会議員

9番 齊藤 謙



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 財政運営に関して	<p>(1) 財政運営上、どのようなことに視点を置いて計画していますか。</p> <p>(2) 令和4年度の実績を踏まえての今後の改善点、課題は何か。</p> <p>(3) 身の丈に合った財政運営とは、どのように考えているのか。</p> <p>(4) 事業別予算書の作成に関して、隣国見町では事業別予算を配布しており、大変分かり易いとのことであるが、当町でも事業別予算書を作成する考えはないか。</p>	町 長
2. 勤労統計調査に関して	<p>(1) 現金給与総額の伸び率の増加に対して、実質賃金の算出に用いる消費者物価指数を差引くと実質賃金はどのようになるのか。</p>	町 長
3 地域経済分析(リーサス)に関して	<p>(1) 先般、リーサスに関する勉強会を実施したが、当町の観光マップが出ないということは、どのようなことか。</p> <p>(2) 人口マップ等住民に対して見える化を図らなければ、理解促進が図れないのではないかと。今後、マップに基づいた住民への説明を行うべきでないか。</p>	町 長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

4. 当町に関わる各種事業の説明会の開催に関して	(1)伊達崎橋の架け替えに関する情報や福島北道路に関する情報等を議会へ説明願いたい。 (2)企業誘致に関する情報等を説明願いたい。	町 長
--------------------------	--	-----

令和6年 5月30日

桑折町議会議長 原 賢志 様

桑折町議会議員

10番 半澤 高



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 町役場内のハラスメント対策について	<p>(1) ハラスメント対策については「桑折町職員のハラスメント防止等に関する要綱（令和6年6月1日）」にて防止策や相談窓口等を定めているが、ハラスメントの捉え方等が変化している昨今において、職員対象の講習会の開催等は随時実施しているのか伺う。</p> <p>(2) 全国の自治体の首長や議員（国会議員も）によるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントの報道がされているが、町としてその対策（抑止策としての録音や録画も含めて）はどのように考えているのか伺う。</p> <p>(3) 窓口対応の職員に対するカスタマーハラスメントの対策は実施しているものか伺う。</p>	町長
2. 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）による「合理的配慮」について	<p>(1) 町役場庁舎および町の各施設において、障がい者の方に対して合理的配慮の提供がされるよう指示しているのか伺う。</p> <p>(2) 令和3年に障害者差別解消法が改正され、今年4月1日からは、一般の事業者にも合理的配慮の提供が義務化されたが町として事業者への周知は行ったのか伺う。 （※障がい者と表記すべきと考えていますが、法律名については、そのまま表記しています。）</p>	町長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

質問事項	質問の要旨	質問の相手
3. エリザベスタウン市との姉妹都市提携（交流）について	<p>1992年5月にアメリカ合衆国ケンタッキー州エリザベスタウン市と姉妹都市提携を結んで32年になるが次の2点伺う。</p> <p>(1) エリザベスタウン市との姉妹都市提携に関する担当課が令和4年4月1日より以前の生涯学習課から総合政策課に変わったが、変更の目的は何で、その目的は達成されたものか伺う。また、達成されていないとすれば要因は何と考えているのか伺う。</p> <p>(2) エリザベスタウン市との姉妹都市提携（交流）の今後についてどのような計画があるのか伺う。</p>	町長
4. 熱中症対策について	<p>今年4月24日から「熱中症特別警戒アラート」が運用開始となったが、暑い夏を乗り切るための熱中症対策について伺う。</p> <p>(1) 主に高齢者を対象とした「クーリングシェルター」は何ヶ所設置の予定であるのか伺う。</p> <p>(2) 夏開催の行事やイベントに関して主催者側との熱中症対策に関する協議はあるのか伺う。</p> <p>(3) 小中学校での授業（体育館や校庭）や部活動での熱中症対策はどうなっているのか。また、WBGT測定器は各校に用意してあるものか伺う。</p>	町長 教育長

令和 6年 ~~5~~月 30日

桑折町議会議長 原 賢志 様

桑折町議会議員

7番 鈴木 隆 志



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1、カスタマーハラスメント対策について	近年、地方自治体においても、職員に対するカスタマーハラスメントが深刻な問題となっていることから、次の点伺う。 (1) 当町におけるカスハラ対策について伺う。	町長
2、桑折町第5次障がい者計画について、	桑折町障がい者計画策定にあたり、令和5年8月に実施したアンケート調査結果について、次の点伺う。 (1) アンケート調査の回収率が前回実施より増加しているが、その要因について伺う。 (2) 障がいサービスの情報について、「情報が伝わっていない」と回答した割合が、半数以上となっていることから、情報提供に対する町の対応について伺う。 (3) 障がいのある人の暮らしについて、様々な相談ができる窓口、サービス利用の手続きの簡略化と窓口対応の改善の要望が上位となっていることから、町の対応について伺う。	町長 町長 町長

<p>3、消防団運営について</p>	<p>近年、少子高齢化に影響もあり消防団員のなり手不足が深刻になっていることから、次の点伺う。</p> <p>(1) 当町において消防団定員390人に対して現在、団員320名となっている団員確保に向けての町の対応について伺う。</p> <p>(2) 消防団員OBを対象にした機能別消防団の活用の状況について伺う。</p> <p>(3) 平成29年3月12日以降、普通免許を取得した場合、車両総重量が3・5トン未満まで運転できなくなった。消防車両の運転に支障はないのか伺う。</p> <p>(4) オートマチック限定の免許区分により、マニュアルの消防車両の運転に支障はないのか伺う。</p>	<p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p>
<p>4、町文書管理規定について</p>	<p>蚕糸跡地利活用公募型プロポーザル実施要領における情報公開請求に対する情報不存在決定通知について次の点伺う。</p> <p>(1) 情報公開審査請求書において、情報不存在決定通知とした事由について伺う。</p> <p>(2) 情報不存在決定通知に「公文書の不存在を決定しました」と記載があるが、公文書があるのを不存在として決定したとも読み取れるが、なぜ、このような表現にしたのか伺う。</p> <p>(3) 公文書が存在しない理由で、「企画提案書（事業計画書）をもって「基本計画」としたとあるが、なぜ、「基本計画」を作成しなくなったのか伺う。</p> <p>(4) 公文書が存在しない理由で、「企画提案書（事業計画書）をもって「基本計画」としたとの決定は、決済を受けての決定なのか伺う。</p> <p>(5) 公文書が存在しない理由で、「企画提案書（事業計画書）をもって「基本計画」とし、口頭により協議を行ってきたが、書面で記録していないとあるが、なぜ、書面で記録していなかったのか伺う。</p>	<p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p>

令和 6年 5月 30日

桑折町議会議長 原 賢 志 様

桑折町議会議員

8番 佐藤 武 朗 

一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 伊達桑折インターチェンジ周辺開発の進捗状況について	<p>現在、IC周辺エリアの三角地区で地域未来投資促進法を活用して、民間業者が流通団地開発を進めている。民間の事業ではあるがこの事業の成否は町にとって、今後のIC周辺全体の計画に大きく影響すると考えることから以下の点について伺う。</p> <p>①事業の進捗をどのように捉えているか。また、工事スケジュールは。</p> <p>②今後の周辺計画に大きな影響を及ぼす事案である。現状の課題と町としての支援はどのようなことができるか。</p> <p>③事業の進捗状況によるが、瀬戸場線の拡幅工事のスケジュールは。</p>	町 長
2. 福島蚕糸跡地複合施設の一部開業したことによる今後の展開について	<p>長期間、未利用地になっていた福島蚕糸跡地の利活用については、多くの町民が望んでおり、ようやく複合施設の一部である商業施設、アウトドア施設が3月15日プレオープンして2ヶ月半が過ぎようとしております。短期間ではあるが、町長としてオープンから現在までの評価は。また、今後の周辺エリアの活性化につなげる施策をどのように考えるか伺う。</p>	町 長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>3. 技能職種の後継者問題と将来の「町民を守る」行政執行の影響について</p>	<p>全国的に少子高齢化が進む中、高齢化による技能職種の後継者不足が課題と考える。本町の農業分野では地域おこし協力隊制度の活用で一定の成果を上げようとしている。他の業種の中で特に建設業分野の担い手不足が将来「地域の守り手」としての役割が果たせない状況に陥るのではないかとの不安から次の点を伺う。</p> <p>①国土交通省の資料によると建設技能者のうち、60歳以上の割合が約4分の1を占める一方、29歳以下は全体の約12%となっている。本町の実情は把握されているか。</p> <p>②地域を守るためには、地域に密着した建設業界の存続が大事と考える。本町のインフラ関連の整備、維持管理、災害が多発している状況からも欠かせない業種である。行政として課題解決にどのような対応が可能か伺う。</p> <p>③行政としても、将来の公共施設等の維持管理対応に、技術に精通した体制づくりの検討が必要と考えるが見解は。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>町長</p>

令和6年 5月 30日

桑折町議会議長 原 賢 志 様

桑折町議会議員

5番 石 幡 政 子



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1, 福島蚕糸跡地利活用計画における地域振興について	<p>令和3年度よりすすめられている福島蚕糸跡地の利活用事業において、令和6年3月にスーパーいちいとグランピング施設がオープンし、形が見えてきたところである。いちいオープンから現在までの経過をふまえ、福島蚕糸跡地利活用計画が、桑折町の地域振興に確実に貢献していると考えている。そこで次の3点をうかがう。</p> <p>① 商業振興の点から、いちいオープン後の人流の変化がもたらす商店街への波及効果についてどの様に分析しているか伺う。</p> <p>② 株式会社いちいが桑折町と連携しての地域振興に供与できる可能性をどの様に捉えているか伺う。</p> <p>③ いちい店舗内に設置された学習スペース「学ビバ」について利用状況を伺う。</p>	町長
2, 心と体の健康づくりの推進について	<p>健康づくりの推進事業については「こおり健康楽会」を中心に「生涯にわたって健康で安心して暮らせること」特に「健康寿命を引き延ばす」ことに重点を置いて多くの事業に取り組み、成果も出ていると捉えている。そこで次の2点について伺う。</p>	

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

	<p>① 健康寿命を引き延ばす上で「フレイル」にならない対策が重要になってくるが、本町が実施している健康教室・講座等での「フレイル予防」重点対策について伺う。</p> <p>② 生活習慣病予防の対策が重要であり本町でもその点を強化しながら数値の改善に努めているが、コロナ感染症後の健康づくりには、特に自己免疫力の強化が重要と考えるが伺う。</p>	町長
3, 全ての子供達が誰一人取り残されることのない教育環境について	<p>コロナ感染症の蔓延時には、不登校の児童生徒が増加傾向にあったが5類移行以後は減少傾向にあると聞いている。しかし、今後、多様な時代の変革の中でやはり不登校児童生徒への支援については多くの課題があると考えます。そこで次の2点について伺う。</p> <p>① 不登校児童の学力維持については現在どのような支援を行っているのか伺う。</p> <p>② 不登校が原因で学校の健康診断を受けることができない子供達に対する支援を行う考えはないか伺う。</p>	教育長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

令和6年5月30日

桑折町議会議長 原 賢 志 様

桑折町議会議員

3番 半沢 正保



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1 「めざす15歳の姿」をふまえた児童生徒の英語教育の現状と課題及びその解決策について	<p>5月文科省より、「英語教育実施状況調査」結果が公表された。この調査は、県・市町村教育委員会における英語教育の充実や改善に役立てるために実施。福島県の調査結果は、ほとんどの項目が全国平均を大きく下回り、今後の指導改善すべき点が明らかとなっている。</p> <p>そこで、桑折町0歳～15歳までの子どもたちの英語力を高めていくことができる英語教育の専門家である教育長に、町教委として、改善のための具体策について、3点を伺う。</p> <p>(1) 本町児童・生徒の調査結果を分析・考察し、どのように評価して対策を講じていくのかを伺う。</p> <p>(2) 英検3級相当以上を達成した全国の中学生の割合は50%、福島県は35.8%、福井県は83.8%である。これだけの教育格差があるのが現実。本町の中学生の英語力を向上させていくための改善策を伺う。</p> <p>(3) 本町独自の特色ある英語教育を</p> <p>郡山市では平成17年度より、小学校1・2年生から「英語表現科」を教育課程特例校として、生活科10時間を英語表現科として1・2年生にも英語教育を実施している。</p> <p>桑折町においては、さらに、0歳から町をあげて英語のス</p>	教育長

	<p>タートアップに取り組み、幼保教育の中に、英語の絵本の読み聞かせや歌・ダンスなどを取り入れ、幼保・小・中連携のもと、20年後もグローバル社会を想定し「15歳のめざす姿」をブラッシュアップしていただきたい。教育長の考えを伺う。</p>	
<p>2 わずか6年後、各小学校の小規模化が顕著になっていく。今後の対応策について</p>	<p>3月定例会に提案した複式学級支援非常勤講師の配置について適切に対応していただき、当該学校関係者は大変感謝している。6年後までの児童数を見通したとき、各小学校が小規模化していくことは明らかである。危機感を持って、どう対応していくべきか3点伺う。</p> <p>(1) 急増する複式学級を支援するために町教委として、複式学級支援非常勤講師設置要綱を策定する見通しがあるかを伺う。</p> <p>(2) 現在2学級ある複式学級の施設・設備の充実について、1つの教室で2つの学年の児童が学習を進めている。このとき黒板ならびに電子黒板が、2学年分適切に1つの教室に配置・利活用できているのかを伺う。</p> <p>(3) 小・中学校のあり方検討委員会が発足した。所掌事務として、望ましい環境づくりとして、小・中学校のあり方の検討に関することとある。現状の学校環境では、複式学級の問題だけでなく、小規模化にともない様々な課題が出てくる懸念される。学校行事 宿泊学習は、他の学校と連合体を組んで実施、合同学習の実施さらには、ICT活用したネットミーティングの定期的な交流など、できるだけ多くの子どもたちと交流ふれあいの場を教育課程に位置づけていかなければならない。町教委及び校長会で調整すべきであると考え。6年後を見通した小規模学校への対応策を伺う。</p>	<p>教育長</p>
<p>3 「安全・安心」して暮らせるための有害鳥獣対策の取組について。</p>	<p>令和6年度施政方針の1つめ「活力と賑わいに満ちたまちづくり」において、有害鳥獣対策として業者委託による侵入防止策の増設や、電気柵支援拡大に加え、鳥類による被害の低減化を図る取組強化が明示され、令和6年度予算 新規事業「侵入防止柵維持管理業務委託」900万円、有害鳥獣被害防止資材購入補助事業 電気柵180万 鳥類対策20万が計上された。これらの事業の進捗状況を伺う。</p>	<p>町長</p>

	<p>日々の暮らしの安全安心の観点から、次の4点について伺う。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 現在の熊、イノシシの出没状況ならびに被害の状況を把握しているか。(2) 陸合・半田地区における熊、イノシシの推定個体数を把握しているか。(3) 熊、イノシシの生息分布状態の拡大を把握しているか 新幹線と高速道路に挟まれる区画内にも拡大の可能性(4) 住民生活の安全安心のため今後、法改正により市街地においても緊急時の猟銃使用が許可される見通しとなっている。熊、イノシシの個体数が増えていると推定される場合の対策として個体数を削減してほしいとの声があるが対応できるか。	
--	--	--

令和 6 年 5 月 30 日

桑折町議会議長 原 賢 志 様

桑折町議会議員

11番 川名 静子



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1, 老朽化が進む公共施設のあり方と総合管理計画の現状と課題に関して	<p>公共施設の持つ特性からなくすことは難しいが、人口減少時代にあって全てを維持していく事もまた難しいと考える。そこで、公共建築物とインフラ施設それぞれの現状と今後の課題、その対策を伺う。</p> <p>(1) 公共施設数（76）の維持管理の現状と課題は (2) 用途廃止済施設の今後の計画は (3) 人口1万人とした場合の公営住宅の適正な戸数は (4) 町道約300キロの舗装率が56.5%、未舗装道路の舗装計画は何を基に順番が決まるのか。 (5) 今年度においての町道改良舗装の計画は</p>	町長
2, 歴史的風致維持向上計画の終了期間まで1年、本町への効果をどう評価するか	<p>この計画は東北で7番目、県内4番目の早さで平成28年3月認定された。記念講演は田崎氏から「五代友厚と半田銀山」の話を受けた。本町の数ある歴史の中でも伊達氏発祥の地、諏訪神社夏祭り、西根堰等の5つが計画の対象に上げられた。計画期間もあと1年、認定された事での町の評価等から今後について伺う。</p> <p>(1) 歴史的風致維持向上計画に対する町民の認知度は高まったと評価できるか (2) 計画を策定したことで歴史的風致への維持・向上は図られたか</p>	町長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	<p>(3)選定された5つの達成率はどうか</p> <p>(4)期間終了後、更新の考えはあるか、あるならその内容を伺う</p> <p>(5)歴史的風致維持向上計画推進協議会の開催と会の考え、意見等は</p>	
<p>3, 高齢者福祉計画第9期の基本理念を確実に推進するために</p>	<p>2025年問題、団塊世代全員が後期高齢者となり、高齢化率も38.2%となる推計が出された。本町の人口減少も想定している以上に進んでいる。町民全てが高齢になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる事が願いではないかと思う。健康に関する施策の効果も出てきてるが、本町の介護保険料は全国平均より高い。今後、3年間のこの計画の中で、どのように推進していくか伺う</p> <p>(1)第8期の検証から課題はあったものか、また、9期中でどのように活かされたか</p> <p>(2)「できる限り在宅で生活したい」とは高齢者の願いだが、叶わぬ在宅介護の課題とは何か</p> <p>(3)レスパイトケアの周知と利用状況の把握は</p> <p>(4)お一人暮らしの高齢者に対する行政と地域のかかわりは充分か、また、周知方法は十分にされているか</p>	<p>町長</p>
<p>4, 「認定こども園」の開園までのタイムスケジュールに関して</p>	<p>(1)保護者説明会が開催されたが、参加者から出た意見、質問はどのような内容であったか</p> <p>(2)募集チラシには園名、園長名、教育方針等は確定し公表されるものか</p> <p>(3)「認定こども園」への応募者選定は事業者が行うのか</p> <p>(5)定員に満たなければ町内在勤者のお子さんも入園可能とするのか</p>	<p>教育長</p>

令和 6年 5月30日

桑折町議会議長 原 賢 志 様

桑折町議会議員

4番 羽根田 ひとみ



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1 ごみ回収方法の改善について	1, 5月の廃棄物減量等推進委員会ではどのようなメンバーでどのような話し合いが行われたのか伺う。スーパーなどの事業主もメンバーに入っていた方が良いと考えるが如何か伺う。 2, 4月からゴミ回収方法が変わったが、トラブルはないか伺う。 3, 紙資源分別の共通理解が必要であると考え。如何か伺う。 4, 瓶回収、コンテナを使っては如何か伺う。	町長
2 飼い主のいないペットの去勢手術に助成金を	福島県は犬猫殺処分数が一番多い。動物の命を大切にするため、また地域の良好な生活環境を守るため、飼い主のいないペットの去勢手術に助成制度を設けては如何か伺う。 ※福島市・伊達市の例 めす1匹8000円・おす1匹4000円まで 2名以上の登録された団体に対して助成	町長
3 梁川新道の道路改修について	梁川新道側溝の改修は検討しているのか。その後の進捗状況を伺う。 1, 計画・予算 2, どのような方法をお考えか伺う。	町長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

質問事項	質問の要旨	質問の相手
4 浄化槽の管理費に助成金を	浄化槽の管理は点検年3回以上、清掃が年1回以上実施する必要がある。ケースによってさまざまではあるが、年に4万円から5万円ぐらいかかる。5人槽からの設置であるため、特に現在一人暮らしの高齢者にとっては負担であると考えている。そこで、浄化槽管理費に助成をしては如何か伺う。	町長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

令和 6年5月30日

桑折町議会議長 原 賢 志 様

桑折町議会議員

1番 川村 滋道



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 地域おこし協力隊の関連で伺う	<p>総務省は地方への新たな人の流れを創出するため、令和8年度までに1万人の地域おこし協力隊を委嘱する目標を掲げており当町では農業関連で11名に委嘱済みで今後委嘱予定1名を予定しています。その関連で以下の4点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業関連の隊員募集の取り組みについて伺う 2. 他県から来町し入隊する方の要望について伺う 3. 受け入れ農家の方々の要望について伺う 4. 行政として受け入れに伴う問題点について伺う 	町長
2. 本町の小中学校の不登校関連で伺う	<p>少子化傾向でありながら全国的に、不登校生徒の増加が言われています。関連して本町の小中学校の不登校関連で以下の4点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, 各小、中学校の不登校生徒の実態（数）について伺う 2, 不登校児に対する小中学校の対策（人的対応、個別対応等）について伺う 3, 醸芳中学校のSSRの内容（人員、指導、設備等）について伺う 4, 不登校児解消のための教育委員会の取り組みを伺う 	教育長
3. 本町の消防水利に関し、防火水槽と消火栓、学校プールについて伺う	<p>今年に入り桑折町で火事が3件発生し、27日も半田の北側の山でボヤがあったりと火災に関する出来事が多発しています。その関連で本町の消防水利について以下の4点を伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消防水利基準4条の「防火対象物から140m以下に設置」について基準を満たした設置となっているか又 	町長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

	<p>その数はいくらか伺う。</p> <p>2. 関連して消火栓の設置状況とその数はいくらか伺う。</p> <p>3. 貯水槽、消火栓、学校プールの貯水の維持管理について伺う。</p> <p>4. 消火栓BOXの維持管理について伺う。</p>	
4.	<p>蚕糸跡地利活用事業に関して</p> <p>蚕糸跡地利活用事業に関連して以下の3点を伺います。</p> <p>1. いちいの勉強室の利用状況とグランピング施設の利用状況を伺う。</p> <p>2. ①基本計画書（建設計画、事業計画、経営計画、テナント誘致計画等）②同変更基本計画書と変更協議経過の文書について情報公開請求を行ったが「書類が存在」と回答された。「地方自治法138条2の2の規定」「内閣府の公文書管理規定」「桑折町文書管理規定」により「不存在」ではこれらの規定に反する。当該事業の事務執行に関し町長の見解を伺う。</p> <p>3. 認定子ども園プロポ実施時の企画提案書をもって「基本計画とした」とあるがプラン1とプラン2のどちらを採用して基本計画としたのか伺う</p>	町長
5.	<p>東電の損害賠償請求関連状況に関して</p> <p>最高裁の判決確定後、東電による追加賠償の支払いは期限がありませんが、時間が経つにつれ認識が薄れます。該当者がもれなく賠償を受けられる事が望ましいです。そこで以下の3点を伺います。</p> <p>1. 3月議会以降の町民の問い合わせ件数を伺う</p> <p>2. 町民の請求の割合を把握されているのか伺う</p> <p>3. 東電に「町での説明会」を要請後の東電対応を伺う</p>	町長

令和 6年 5月 30日

桑折町議会議長 原 賢 志 様

桑折町議会議員

2番

齋藤松夫



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1、蚕糸跡地利活用事業に係る事務執行が「瑕疵のない事務」であったとするこれまでの町長答弁について	<p>(1) 情報開示請求によりプロポーザル公募実施要領で定める基本計画書及び変更基本計画書、さらに協議経過に関する文書も作成されていなかった事実が明らかになった。これは地方自治法第138条の2の2及び町文書管理規程に反する事務執行である。</p> <p>このような事務執行も「瑕疵なき事務執行」との見解であるか伺う。</p> <p>(2) 町と事業者間の協議・調整を経た基本計画をつくらず最優秀事業者の決定(令和3年6月4日)を行いかつ、基本協定を締結(同月8日)したことは、自ら定めたプロポーザル実施要領を完全に無視した瑕疵ある事務ではないか。</p> <p>このような事務執行を「瑕疵なき事務」と答弁することの合理的根拠を示していただきたい。</p>	町 長
2、同事業において、町と事業者間で締結した基本協定で謳う「本事業」の解釈について	<p>(1) プロポーザル実施要領に照らせば、基本協定で謳う「本事業」とは、町と事業者間で協議・調整して作成した基本計画書記載の事業と解するところである。所見はどうか伺う。</p> <p>(2) 明らかになった事実は、協議・調整抜きの事業</p>	町 長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

	<p>者提出企画提案書をもって基本計画としたということであり、同実施要領に基づく基本計画並びに基本計画書は存在していないということである。</p> <p>このことは基本協定前文で謳う「本事業」の具体的内容もまた不存在で、具体的内容がないことを意味するものである。</p> <p>このことは基本協定の有効性に疑義が生ずる重大事態と承知する。</p> <p>この点どのような所見であるか伺う。</p>	
<p>3、瑕疵ある事務の連続執行の根源について</p>	<p>(1)このような事務執行は「瑕疵ある事務の連続執行」と評価せざるを得ず、その要因は何かについての解明が重要である。よっていまだ未解決である次の事項についてあらためて伺う。</p> <p>①プロポーザル実施要領のどの文面にも「認定こども園誘致」は謳われていないにもかかわらず、審査委員会は「桑折町第2期こども子育て支援事業計画」の方針・計画に反する、民営認定こども園事業者を含む事業者を最優秀事業者に選定したのか。</p> <p>あまりに不自然でないか。町長の指示があつてそうしたのか。</p> <p>②この審査委員会には第2期こども子育て支援事業計画の作成を担当した健康福祉課長は入っていなかった。それはなぜか、「町方針・計画と合致しない」という意見を封ずるためだったのではないか。</p> <p>審査委員会委員の選出は誰が行ったのか。町長か、それとも副町長か。</p> <p>③企画事業提案書の提出期限は令和3年5月21日であった。その5日後の26日、審査委員会は提案者から提案内容の説明を受け、質疑応答の後、最優秀事業者の選定を行った。</p> <p>実施要領のスケジュールによれば選定は5月31日であった。なぜ説明を受けたその日のうちに事業者選定まで進めたのか。その理由はなにか。</p> <p>審査委員長提案でそのようにしたのか。それとも町長指示によるものか。</p> <p>④その審査委員会の審査報告書はわずか170字の短文で説得力皆無である。それもそのはずでこの起案は5月26日の時点で担当課の係長により行わ</p>	<p>町長</p>

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

	<p>れていたものだ。事業者選定は5月31日というスケジュールのもとで、なぜ前倒し起案としたのか。</p> <p>起案書作成を命じたのは上司である課長であろうが、課長の意思でそうしたのか。町長の指示でそうしたのか。</p> <p>⑤企画提案者である当該認定こども園理事長は、福島市会議員でもある。これからも町営で進むという桑折町の方針・計画を熟知しているなかで、保育所等民営化の提案をしてくるのは、あまりにも不自然でないか。</p> <p>町方針と百八十度違うその提案が、最優秀事業者として選定されるのはもっと不自然かつ奇怪なことではないか。</p> <p>⑥町長は「企画提案は町事業の民営化ではなく、事業者が独自に開設する独自民営事業である」と答弁してきたが、企画提案書のどこにもそのような記載はないではないか。</p> <p>なぜそのような虚偽の答弁をするのか。このような答弁をしなければならぬことそのものが、不自然さを証明しているのではないか。</p> <p>⑦同年5月26日、最優秀事業者の選定後着手すべきは、町と事業者間で実施要領が定めている「基本計画」作成のための協議・調整であった。</p> <p>しかしそれを行わずに6月4日、町政策会議において当該事業者を最優秀事業者と決定するに至った。さらに「基本計画」をつくらずに同月8日、同事業者と基本協定の締結にまで事務を進めてしまった。なぜそのように急いで事を進めなければならなかったのか、その理由はなにか。</p> <p>6月定例会前に事を仕上げてしまえとの号令のもと進めた事務執行であったのか。</p> <p>(2)このような数々の疑問も、「はじめに〇〇事業者ありきの立場で進められた事業者公募」と考えると、これらの疑問は氷解する。同時にその意味するところは重大である。</p> <p>よってこれらの疑問に対ししっかりとした説明責任を果たすことが避けられない。所見はどうか伺う。</p>	
--	---	--

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

<p>4、人口減少時代下の民営認定こども園の事業運営について</p>	<p>(1) 国立社会保障・人口問題研究所による桑折町の階層別将来人口推計によれば、認定こども園開園となる2025年0～14才人口は1200人である。その10年後の2035年同人口は700人まで減少する。2025年対比で約42%減となる。</p> <p>このように同人口問題研究所が示す比率に基づき本町の就学前人口を予測すれば、開園から10年後の2035年、15年後の2040年における就学前人口はいかほどと予測するか伺う。</p> <p>(2) 当該事業者の企画提案書では、このような状況下における安定的事業運営をどう確保していくのかについて、どのように記載しかつ説明したのかを明らかにされたい。</p> <p>(3) 結果して「町立醸芳幼稚園は存続します」とした町方針及び説明に反し、町立幼稚園をも民営化することとならざるを得ないのではないか。所見はどうか伺う。</p> <p>最優秀事業者選定時(令和3年5月26日)において、審査委員会はこの点、どのような検討をしたのか、しなかったのか当時の審査委員長に伺う。</p> <p>町政策会議では同年6月4日、同事業者を最優秀事業者として決定したが、この決定にあたりこの点の検討をしたのかしなかったのか伺う。検討をしたのであれば、検討の具体的内容を示されたい。</p>	<p>町長</p>
<p>5、民営認定こども園の園名について</p>	<p>(1) 3月議会後に「醸芳」ではない園名とするよう町から申し入れをしたことは、総務文教常任委員会での説明で承知した。それに対する事業者の回答内容を伺う。</p>	<p>町長</p>